

P T A活動のてびき

相武台中学校 P T A

P T A活動にお役立てください

P T A 協 議 会

相武台中学校 P T A



相模・相武台ブロック協議会



相武台中・相武台小・もえぎ台小・緑台小・相模台小・桜台小・双葉小・若草小・相模台中・麻溝台中
の10校で構成されています。



相模原市 P T A 連絡協議会

事務局
相模原市中央区富士見町6-6-13
(相模原教育会館内)



公益社団法人
日本 P T A 全国協議会

- 各小・中学校単位で1つのPTAとし、単位PTAと呼ばれています。(通称：単P)

- 定例ブロック会議があり、各単Pの役員で構成されています。(通称：ブロック)
- ブロックの運営の中心は当番校(各単Pが1年交代)で行います。
- 市P連の役員候補をブロックから1名推薦します。
- ブロック各校の分担金で運営されています。

【目的】

- 1 地域で共通の課題の解決にあたります。
- 2 各単位PTA相互の情報交換をし、協議します。
- 3 教育振興のため行政機関に働きかけます。
- 4 市P連の活動に参加協力します。
- 5 その他目的達成のために必要なことを行います。

- 相模原市内11ブロックの代表と役員で構成されています。(通称：市P連)
- 市内各校の分担金で運営されています。
- 教育振興のため、行政機関に働きかけます。

【目的】

- 1 市立小中PTA相互の連絡提携によって、その自主的な活動を助長し健全な発達をはかるとともに、共通の課題の解決にあたります。
- 2 教育振興のための当局への意見の申し立てと資料の交換をします。
- 3 国及び公共団体への適正な教育予算充実を期するための運動をします。
- 4 定例の運営委員会があり、市内11ブロックの各代表で構成されています。

- 令和7年3月31日をもって退会

P T A とは

- 1 P T Aの目的は、あらゆる生活の場における子どもの幸福を実現すること。保護者と教職員が一緒に学習し、協力し合うことにより達成しようということです。そしてわが子の幸福を目指すのは当然ですが、他人の子もわが子と同じように考えていこうというものです。
- 2 P T Aは、社会教育関係団体として公の支配に属することなく、民主的な会の規約によって運営され、特定の政党や宗教にかたよらず、営利を目的としない教育事業をする任意の団体です。
- 3 毎年会員が変わり、固定しないわけですから、会の活動について会員に周知することが重要です。このことは単にお知らせということではなく、実績の積み上げという結果を生み出すことになり
ます。

相武台中学校PTAのあゆみ

昭和51年開校間もなく、相武台中学校生徒の健やかな成長と幸せのために保護者（20名）と先生方（15名）とが力を出し合って活動する団体としてP T Aが生まれました。

短期間でしたが、P T A設立準備委員会での話し合いの内容は、その都度文書で配付され、それに対して意見が寄せられました。こうした意見交換は、6回にもおよび、多くの意見の集約と共通理解からP T A規約が作られました。6月に規約制定総会、7月に設立総会を経て相武台中学校P T A（昭和51年度会員数235名・予算421,200円）が誕生し現在にいたっています。

相武台中学校PTAの特徴

皆で話し合い意見を積み上げていくことを活動の出発点として話し合いを深め、皆の意志で決めた事柄は皆で尊重していく精神が、相武台中学校P T Aの基礎となっています。この精神は創立以来、今日まで大切に受け継がれてきました。

身近なところから始められたP T Aでしたが、年々の活動の成果は蓄積され新しい活動の土台として、それを支えてきました。振り返ってみると、相武台中学校P T Aの特徴は、華やかな年中行事を追うよりも、少数意見も大切に、小さなグループの話し合いや働きかけを育てて、より多くの会員の参加を求め、より広い活動の場へと広げてきたことです。

毎年本部役員や委員も交代しますが、積み上げてきた活動が新しい会員へと引き継がれていくことが望まれます。

P T A 規 約

規約というと難しい、堅苦しい、馴染めないものと遠慮する人が多いようです。P T Aづくりにあたっての方々が、この会は何のために、どのような仕組みで、何をするかを話し合っ
てまとめて書き記したのがP T A規約です。

したがって規約はP T Aの柱であり、基本路線です。全ての活動は規約から出発して企画運営されます。困難な問題が生じたり迷ったりしたときには、規約に戻って考えればよいのです。

規約が制定されて以来、P T A基本精神は少しも変わっていませんが、大勢の会員と多様な課題をかかえる組織として運営をより円滑にするために、規約を一部修正してきました。規約の運営には、時に
応じ、場に臨んだ工夫が必要であり、規約そのものを見直して、より良いものに改めていく努力も忘れてはならないでしょう。

委員会について

1 運営方法

- ・ 正副委員長をおく。
- ・ 皆で役割分担し実行する。
- ・ 状況に応じ、臨時委員会をもつことができる。
- ・ 各委員会で引継ぎを行う。
- ・ 報告書を作成し、定例会後に提出する。
- ・ 委員会で話し合われた事柄を尊重して活動する。
- ・ 担当教職員との連絡は必ず取る。

2 委員としての心構え

- ・ この会の規約に基づいて活動する。
- ・ 委員会のまとめ役。（正副委員長）
- ・ 運営委員会の構成メンバーであることを意識して活動する。
- ・ 対外活動への参加、協力（委員も含む）をする。
- ・ 報告事項は、正確に行う。
- ・ 決定事項は、私見をまじえずに会員に伝える。
- ・ 個人的発言は、外部には会の代表として受け取られてしまう場合があるので気を付ける。
- ・ 各委員会の役割を十分に理解し、活動方針に沿った委員会活動をする。
- ・ PもTも平等の会員である。Pは保護者の代表であり、Tは教職員の代表である。

総 会 に つ い て

1 総会

- ・ 総会はこの会の最高機関です。
- ・ 定期総会は年1回開催します。

2 書面総会について

- ・ 定足数は、提出された用紙の3分の2（委任状を認める）とします。
- ・ 議事は、提出された用紙の過半数で決まります。
- ・ 白紙で提出された場合には、「賛成」したものとして扱われます。

運 営 委 員 会

※運営委員会が開かれる前に、本部役員会（本部役員P・T、顧問(校長)）を行い、打ち合せをしています。

- 1 運営委員会は、本部役員（P・T）、ボランティアリーダー（若干名）、顧問（校長）で構成されています。
- 2 総会につぐ決定機関です。各委員会は具体的な実施計画をこの会に提案し、協議調整を経ってから活動に入ります。
- 3 PTA活動は、個人的ではなく、会員の意見をくんで、委員会から提案される。決定された方針・計画・予算に基づいて、運営委員会の責任で実施されます。
- 4 運営委員会は、委員会の枠を超えて、PTA全体の運営の責任者でもあり、この会全体の運営が円滑に行われるように努めます。
- 5 運営委員は各委員会で話し合われた意見や希望をこの会に正確に伝え、審議します。

<活動の留意点>

- ・ 重要な事柄については、会員にあらかじめ議題を提示し検討できるように配慮します。
- ・ 議決は過半数によって決まりますが、少数意見も尊重し十分審議したうえで決定するように努めます。
- ・ 運営委員は、委員会代表としての意見と個人としての意見を区別して発言します。

ボ ラ ン テ ィ ア リ ー ダ ー

- 1 ボランティアリーダーは6名程度で構成されます。
- 2 運営委員会に出席します。(若干名)
- 3 ボランティア活動の企画・運営・統括をします。
- 4 定例会は必要に応じて開催します。

特 別 委 員 会

※PTA全体で取り組んで行きたいことや、特別に取り組む必要性が生じたとき設置します。

- 1 運営委員会で具体的な設置方法（委員の選出方法、任期、予算など）を検討し案を作成して、総会に提案します。
- 2 一部の会員の活動ではありません。会員の意見や意思を尊重して、問題解決のために十分な話し合いをします。
- 3 正副委員長は、運営委員会で承認を受け運営委員会に出席することができます。